

第2章 訓練資料

1 訓練実施要領等

令和元年度青森県原子力防災訓練実施概要

1 訓練目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認を行うとともに緊急時対応能力の向上を図る。

- ア 県、市町村、関係機関の防災体制・協力体制の確認
- イ 防災業務関係者の防災技術の向上及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施日時

令和元年11月13日（水） 8：40～15：00

（※むつ市は11月14日（木）も併せて実施）

（※野辺地町は11月11日（月）に実施）

（※六ヶ所村は11月11日（月）も併せて実施）

3 対象施設

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機

4 事故想定

東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生し、原子炉は自動停止。地震とその後発生した津波の影響により、設備故障が発生し、原子炉注水機能及び原子炉除熱機能が不能となり、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態となる。さらに事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5 訓練項目

(1) 住民防護措置訓練（継続）

ア UPZ内住民の屋内退避、一時移転訓練

【東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村】

各市町村避難計画に基づき、避難地区住民が市町村からの指示に基づき、屋内退避及び一時移転を行う訓練を実施。

イ UPZ内住民の一時移転訓練（海路避難）

【むつ市】

一時移転の指示があった地区の住民を、一時集合場所から避難退域時検査を経て関根浜港までバスで移動させ、海上自衛隊船舶（水中処分母船）により海路避難を行う訓練を実施。

ウ 一時集合場所開設・運営訓練

【東通村、横浜町、野辺地町、六ヶ所村】

一時集合場所に参集した住民及び残留者の名簿作成、本部広報係との連絡調整、及び屋内退避時の住民の行動、一時集合場所に参集した住民の服装・持出品の確認を行う訓練を実施。

エ 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

【東通村、むつ市横浜町、野辺地町、六ヶ所村】

一時集合場所等において、参集した住民に安定ヨウ素剤について説明の上、聞き取りを行い問診票作成し、安定ヨウ素剤の緊急配布を行う訓練を実施。

オ 自治体連携による福祉車両を使用した要配慮者搬送訓練

【東通村、横浜町】

P A Z内の要配慮者を福祉車両に乗車させ、搬送する訓練を実施。(横浜町については、東通村に応援職員を派遣)

カ 福祉車両を使用した要配慮者搬送訓練

【むつ市、野辺地町、六ヶ所村】

避難指示が発令された地区の要配慮者を、福祉車両にて搬送する訓練を実施。

(2) 学校・社会福祉施設防護措置訓練 (継続)

ア 学校施設防護措置訓練

【東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、各施設管理者】

U P Z内の学校施設において、通信連絡訓練、屋内退避訓練を実施するとともに、放射線防護対策施設使用の使用訓練を実施。

① 通信連絡訓練

- ・東通村：こども園ひがしどおり、東通小学校、東通中学校
- ・横浜町：あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校
- ・六ヶ所村：泊小学校

② 屋内退避訓練

- ・むつ市：奥内小学校
- ・六ヶ所村：泊小学校

③ 放射線防護対策施設使用訓練

- ・むつ市：奥内小学校
- ・六ヶ所村：泊小学校

イ 社会福祉施設等防護措置訓練

【東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、各施設管理者】

U P Z内の社会福祉施設において、通信連絡訓練、屋内退避訓練を実施するとともに、陽圧化装置等施設設備の使用訓練を実施した。

① 通信連絡訓練

- ・むつ市：特別養護老人ホームみちのく荘、特別養護老人ホーム恵光園、身体障害者療護施設となみ療護園、障害者支援施設しもきた療育園、障害者支援施設陽幸園
- ・横浜町：ちどり保育園、第二ちどり保育園、特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘
- ・六ヶ所村：特別養護老人ホーム貴宝園、特別養護老人ホームぼんてん荘

② 屋内退避訓練

- ・むつ市：特別養護老人ホームみちのく荘、特別養護老人ホーム恵光園、身体障害者療護施設

設となみ療護園、障害者支援施設しもきた療育園、障害者支援施設陽幸園

・六ヶ所村：特別養護老人ホーム貴宝園、特別養護老人ホームぼんてん荘

③ 放射線防護対策施設使用訓練

・六ヶ所村：特別養護老人ホーム貴宝園、特別養護老人ホームぼんてん荘

(3) 地域住民、施設等への情報伝達訓練（継続）

【東通村、むつ市、横浜町、野辺地町、六ヶ所村、北部上北広域事務組合消防本部、青森県警察本部、施設管理者等】

防災広報無線、エリアメール等による情報伝達訓練及び役場職員、消防署署員、消防団員等による屋内退避及び避難指示等をする訓練を実施。

(4) 原子力災害対策本部運営訓練（継続）

【横浜町】

事故の進展に応じ、災害対策本部を設置し、避難計画（原子力災害対策編）に基づく応急対策を実施するとともに、関係機関等との間で情報共有・調整を行う訓練を実施。

(5) 避難退域時検査、簡易除染訓練（継続）

【むつ市、東通村、日本赤十字社青森県支部、(公社)青森県診療放射線技師会、(公社)青森県トラック協会、弘前大学、弘前大学「被ばく医療プロフェッショナル育成計画」修了生、東北電力(株)、東京電力(株)、日本原燃(株)、電源開発(株)、リサイクル燃料貯蔵(株)、県】

避難退域時検査候補地において、避難車両及び避難者のサーベイ、基準以上の線量を検出した場合は簡易除染を行うとともに、海路避難にあつての車両保管を行う訓練を実施。

併せて、安定ヨウ素剤の緊急配布訓練、救護所設置・運営訓練、通信訓練を実施。

(6) 傷病者搬送訓練（新規）

【下北消防本部、北部上北消防本部、県】

放射性物質が放出された区域内において、汚染（又は汚染のおそれ）のある傷病者を、消防本部間での引継ぎを実施した上で、原子力災害重点区域外（汚染区域外）の原子力災害拠点病院への救急搬送を行う訓練を実施。

(7) 傷病者搬送・受入訓練

【青森県立中央病院、八戸市立市民病院、弘前大学、青森県、宮城県、国立病院機構仙台医療センター、消防機関、原子力事業者等】

原子力災害拠点病院内における傷病者の除染処置訓練のほか、病院入口前における多数傷病者の受入体制の確認を行う訓練を実施。

あわせて、テント設置訓練、対策本部運営訓練を実施。

(8) 土砂災害救助・救出訓練

【むつ市】

放射性物質放出後の高線量エリアにおける土砂災害時の救助・救出訓練を実施

(9) 緊急時モニタリング訓練

【県、原子力規制庁、日本原子力研究開発機構青森研究開発センター、(公財)核物質管理センター六ヶ所保障措置センター、(公財)環境科学技術研究所等】

緊急時に係るモニタリング内容等を検討する机上訓練及び東通原子力発電所UPZ内において、実際にモニタリングを行う実動訓練等を行った。

ア 資機材取扱訓練

- ・緊急時モニタリングの体制・実施内容に係る講義（継続）
- ・防護服等着脱訓練（継続）
- ・モニタリング情報共有システム（ラミセス）取扱訓練（継続）
- ・可搬型モニタリングポスト取扱訓練、モニタリングカー及びサーベイ車の測定訓練（継続）
- ・環境試料採取訓練（継続）
- ・サーベイメータ及び通信機器取扱訓練（継続）

イ モニタリング要員派遣に係る通報連絡訓練（新規）

ウ 緊急時モニタリング訓練

- ①警戒事態対応訓練（継続）
- ②施設敷地緊急事態及び全面緊急事態対応訓練
 - ・EMC設置・各グループ構成員確認訓練（新規）
 - ・EMC運営訓練（継続）
 - ・空間放射線量率の測定訓練（継続）
 - ・環境試料の採取及び分析訓練（継続）
 - ・モニタリング要員の被ばく管理訓練（継続）

※ 令和元年度東日本台風対応等のため、陸上自衛隊、航空自衛隊の訓練参加が見送られたため、当初予定していた空路による避難訓練等一部訓練を中止。

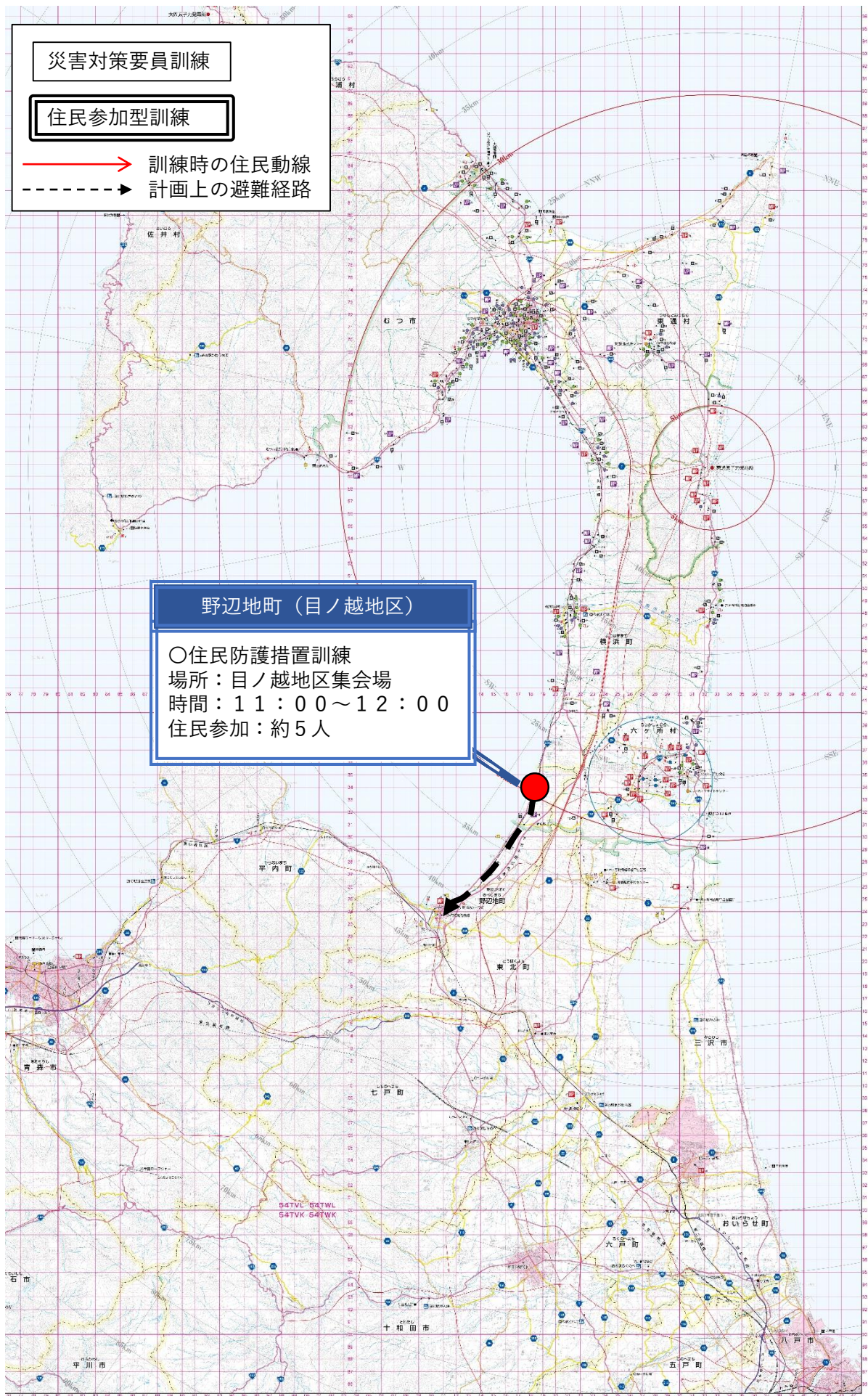
災害対策要員訓練

住民参加型訓練

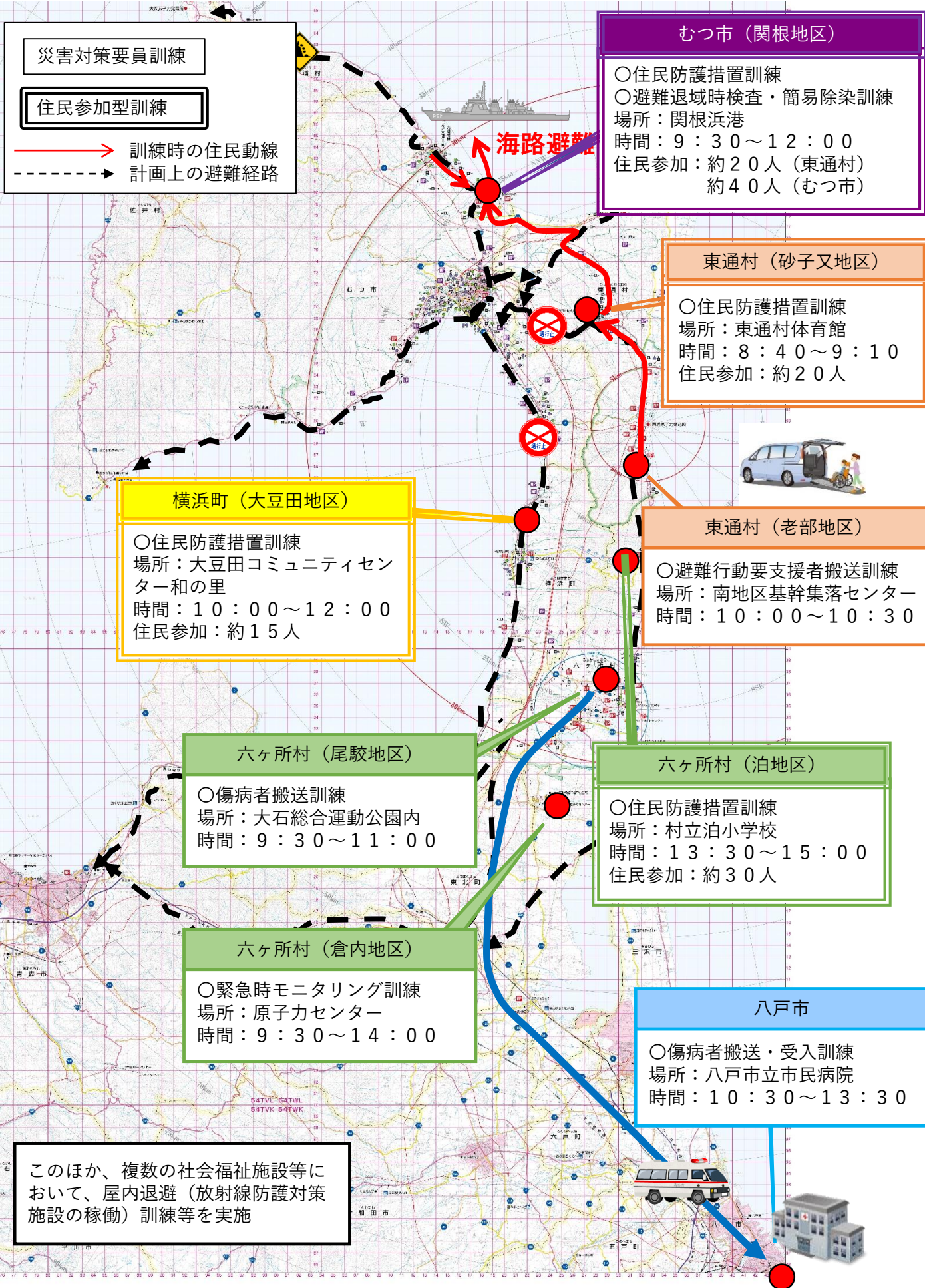
→ 訓練時の住民動線
- - - 計画上の避難経路

野辺地町(目ノ越地区)

○住民防護措置訓練
場所：目ノ越地区集会場
時間：11:00~12:00
住民参加：約5人



令和元年度青森県原子力防災訓練 実施概略 11月13日(水)



令和元年度原子力防災訓練（東通原子力発電所対象）
避難退域時検査及び簡易除染等訓練計画

1 訓練実施日時・場所

令和元年11月13日（水）

（1）避難退域時検査、安定ヨウ素剤緊急配布、救護所設置運営訓練

8：00～13：00（予定）

【むつ市関根 日本原子力研究開発機構青森研究開発センター関根施設】

（2）通信訓練

9：00～12：00（予定）

【仮想災害対策本部（県庁北棟6階医療薬務課）、

仮想上十三・下北地域保健医療現地調整本部（上十三保健所）

避難退域時検査訓練場所（日本原子力研究開発機構青森研究開発センター関根施設）】

2 訓練参加機関

青森県（原子力安全対策課、医療薬務課、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室、三八地域県民局地域健康福祉部保健総室、西北地域県民局地域健康福祉部保健総室、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室、下北地域県民局地域健康福祉部保健総室）、むつ市、東通村、日本赤十字社青森県支部、（公社）青森県診療放射線技師会、（公社）青森県トラック協会、弘前大学、弘前大学「被ばく医療プロフェッショナル育成計画」修了生、東北電力（株）、東京電力（株）、日本原燃（株）、電源開発（株）、リサイクル燃料貯蔵（株）

3 訓練の目的

- （1）各訓練における、手順の確認及び関係職員の技術の習得。
- （2）訓練場所における動線及び人員配置、通信連絡体制等の検証。
- （3）可搬型ゲートモニタ及びGMサーベイメータにおける車両検査時間の計測及び検査対応能力の検証。
- （4）災害対策本部、保健医療現地調整本部、避難退域時検査場所との通信連絡体制の検証

4 訓練の想定

- （1）東北電力（株）東通原子力発電所において、全交流電源喪失、冷却機能喪失等により全面緊急事態が発生し、UPZ 圏内で避難指示となった避難住民に対する避難退域時検査及び簡易除染を実施する。なお、海路避難の住民の車両はUPZ 圏外に搬出せず、関根浜港に一時保管とする。
- （2）UPZ 圏内の一部の住民が安定ヨウ素剤未受領と想定し、避難退域時検査場所にて緊急配布を実施する。
- （3）避難途中の体調不良者等が発生した場合を想定し、避難退域時検査に併設した救護所の設置、運営を実施する。

- (4) 県災害対策本部が設置されるとともに、開設される保健医療現地調整本部、避難退域時検査場所との通信訓練を実施する。

5 訓練の概要

(1) 避難退避時検査及び簡易除染訓練

避難住民計90名程度で、内訳は中型バス3台(1台あたり20名程度)、自家用車12台(1台あたり1~4名)程度の台数を想定し、別途作成する「避難退域時検査実施手順(訓練暫定版)」に基づき、実施する。

※車両(住民)の汚染の程度についてはブラインドとし、状況付与カード等により適宜対応

(2) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

別途作成する「安定ヨウ素剤緊急配布時の配布担当者対応要領」に基づき、実施する。

(3) 救護所の設置・運営訓練

避難者の内傷病者5名を対象とし、「原子力災害時における医療対応マニュアル」に基づき、実施する。

(4) 通信訓練

別途作成する「傷病者受入・搬送訓練/避難退域時検査場所における通信訓練実施要領」に基づき、実施する。

令和元年度原子力防災訓練 傷病者等搬送訓練

1 訓練の目的

放射性物質が放出された区域内において、汚染（又は汚染のおそれ）のある傷病者（以下、「汚染傷病者」という）が発生したことを想定し、原子力災害重点区域外（汚染区域外）の原子力災害協力病院又は原子力災害拠点病院へ救急搬送するにあたっての課題抽出を行う。

2 日時及び場所

(1) 令和元年11月13日（水） 8：30～12：00（準備・撤収時間を含む）

(2) 場所 ①六ヶ所村大石総合運動公園

②旧青森県立大畑高校グラウンド（むつ市防災訓練原子力災害対応訓練として実施）

3 対象事業所

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機

4 参加機関

場所①：下北地域広域行政事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、
日本原燃株式会社、県

場所②：下北地域広域行政事務組合消防本部、むつ市

5 訓練の狙い

(1) 「原子力災害時における医療対応マニュアル」における搬送体制の課題抽出

(2) 放射性物質放出状況下における屋外での活動体制の確認

(3) 搬送車両の汚染拡大防止対策

6 訓練内容

(1) 放射性物質放出後の状況下での救助・救出（場所②）

(2) 汚染傷病者の救急車両による搬送（場所①、②）

(3) 汚染傷病者の汚染区域外への搬送に伴う消防機関間の引継（会場①）

7 訓練想定

(1) 施設の状況

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において11月11日に発生した地震及び施設の故障により原子力災害が発生し、翌12日に発電所北西方向のむつ市中心部に放射性物質が放出された。現在、事業者は緊急応急対策が成功し、炉心の冷却機能はコントロールされており、新たな放出は想定されない。

(2) 傷病者の状況

むつ市内（大畑地区）において、放射性物質放出後の土砂災害事案による傷病者2名が発生。

放射線防護措置を講じた状態で救助出場を実施（汚染の有無は不明）。

搬送にあたり、傷病程度がむつ総合病院で受入困難であり、O I L 2 環境下でのドクターヘリ活用も困難な状況下であること、また、むつ総合病院は放射線防護対策を講じておらず、院内において汚染の程度が正確に把握できないこと等から、陸路での高次医療機関への搬送を決定。

搬送にあたり、原子力災害対策重点区域への汚染拡大防止のため、引継拠点を設置することとした。（別紙）

① 搬送者A（検査後 OIL4 未満）

- ・性別：男性
- ・トリアージ区分は「黄」
呼吸 20 回、SP02 90%、血圧 90/60、脈拍 100 回、JCS II-30
右下肢打撲痕有、従命反応無し。
- ・屋内で土砂に埋もれていた傷病者であり、汚染可能性は低
- ・放射性物質による汚染程度は不明。→汚染検査結果はO I L 4 未満

②搬送者B（検査後 OIL4 以上→簡易除染→基準値以下にならず）

- ・性別：男性
- ・トリアージ区分は「緑」
呼吸 20 回、SP02 95%、血圧 100/70、脈拍 100 回、JCS I -3、
右上肢打撲痕有、従命反応有り。
- ・屋外にいたため放射性物質による汚染のおそれあり。
- ・放射性物質による汚染程度は不明。→汚染検査結果は頭髪がO I L 4 以上は除染で基準値以下にならず。右上肢は除染により基準値以下

(3) モニタリング情報

緊急時モニタリングの結果、一時移転レベルに相当するO I L 2 超の地域が東通村、むつ市内の広範囲で確認。負傷者発生現場の空間放射線量率は不明だが最寄りのMPは 20 μ Sv/h となっている。その他の市町村では、空間放射線量率の上昇は確認されているが、いずれも O I L 未満の数値となっている。（別紙）

（参考）大畑地区の空間放射線量率の推移 （単位： μ Sv/h）

測定局	X-8	X-7	X-6	X-5	X-4	X-3	X-2	X-1	X	最大値
旧烏川小学校	25.1	25.0	24.8	24.9	24.7	24.5	24.6	24.4	24.5	50
旧関根橋小学校	32.8	32.7	32.5	32.4	32.3	32.2	32.0	31.8	31.7	70

※ X が汚染傷病者の発生時間と想定

（参考）六ヶ所地区の空間放射線量率の推移 （単位： μ Sv/h）

測定局	X-8	X-7	X-6	X-5	X-4	X-3	X-2	X-1	X
老部川	2.7	2.6	2.6	2.5	2.0	2.5	2.4	2.4	2.3
尾駸	3.2	3.1	3.1	3.1	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7
二又	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7

※ X が汚染傷病者の発生時間と想定

8 引継拠点での活動イメージ（機関名は本訓練の想定）

- ① 下北消防本部救急隊は引継拠点に対象者の搬送を実施。
- ② 車両受入後、搬送者の汚染検査が可能な状態であるか確認を行い、現場指揮所に連絡を行う。
（救命が優先されると判断される場合は、汚染検査より搬送を優先）
- ③ 日本原燃は拠点運営係の指示に基づき搬送者の汚染検査を行う。
- ④ 日本原燃は汚染状況の検査結果を記録の上、拠点内で共有する。また、外傷等の状況についても機関間で情報の引継ぎを実施する。現地調整所は報告を受けた情報を、北部上北消防本部（下北消防本部L Oも派遣されている想定）に報告を行う
（なお、様式への記載は搬送元、現地調整所、搬送先で共有可能なよう複写式が望ましいが、今回の訓練では事前作成したものを、進行管理役から配布する）

【汚染のない場合】

- ⑤ 北部上北消防本部救急隊は傷病者を引継ぎ医療機関への搬送を開始する。

【汚染のある場合】

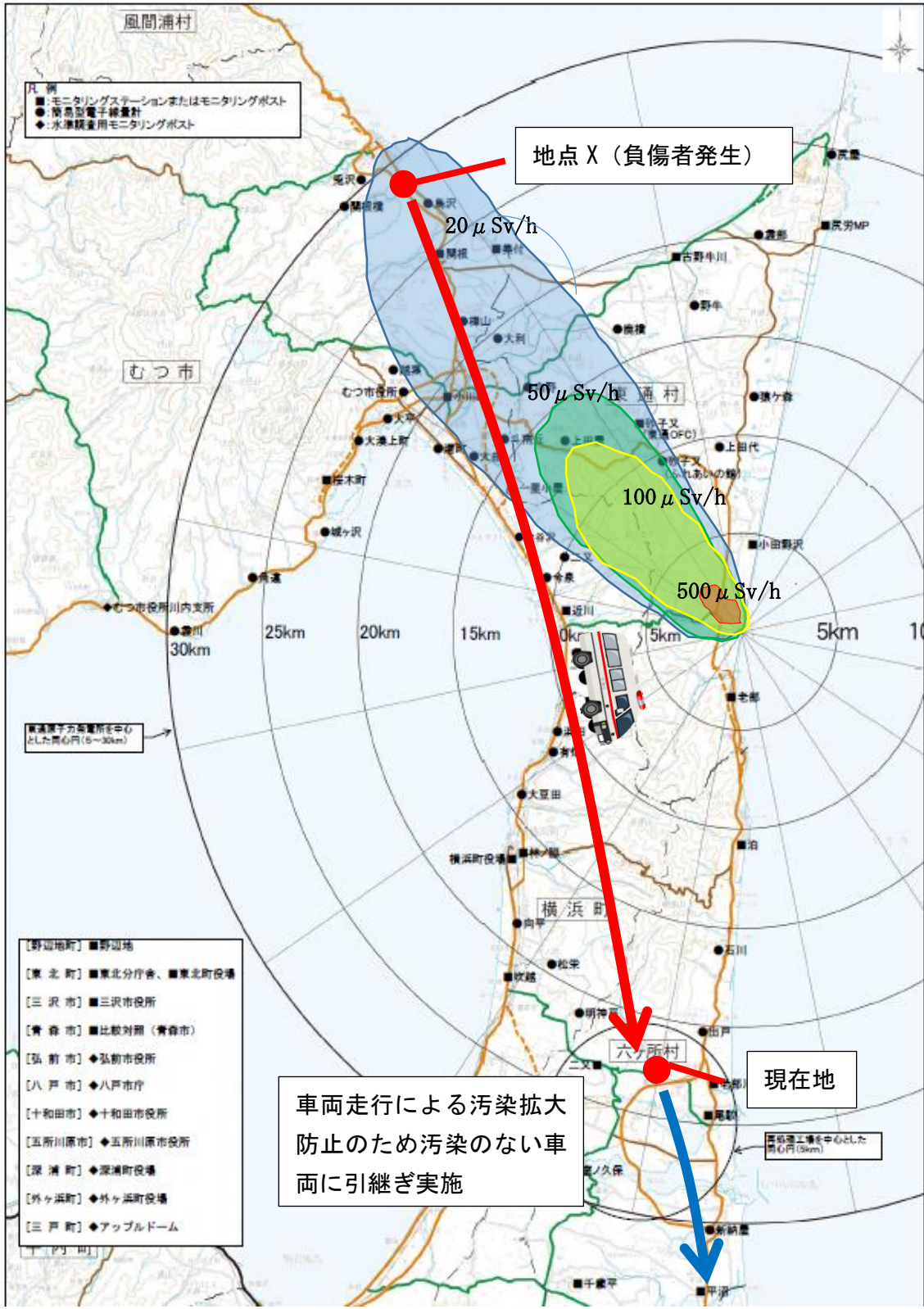
- ⑥ 北部上北消防本部救急隊は傷病者を引継ぎ医療機関への搬送を開始する。
搬送者の汚染が確認された場合は、放射線管理要員により対象者の簡易除染、汚染拡大措置を講じた上で、搬送元に搬送を開始する。この際必要に応じ放射線管理要員の同乗を求める。
- ⑦ 北部上北消防本部救急隊は、搬送前のポケット線量計を確認し現地調整所にて報告する。
- ⑧ 引継終了後、搬送元の車両及び救急隊が現地調整所等のエリアに立ち入る際は、放射線管理要員の検査を受検し、汚染のないこと（必要に応じ除染）を実施し、様式4により記載し、搬送元に引き継ぐとともに、中継拠点で保管する。

※北部上北消防救急隊は、医療機関到着後、医療スタッフにより車内及び救急車の汚染検査を受検（本訓練では省略）

9 その他

- ・原子力災害時における搬送体制は、「原子力災害時における医療対応マニュアル（令和元年6月県健康福祉部医療薬務課）」においては、汚染者の程度が不明な者の搬送方法の記載がないことから、本訓練では、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」等も参考とした。
- ・今回の訓練は、搬送先は調整済との想定とのことで実施する。
- ・実施の判断は11月13日朝6時に実施し、危機管理局から連絡を実施する。

○本地点のイメージ（11月13日 9時現在）



令和元年度 傷病者受入・搬送訓練実施計画

1 概要

青森県原子力災害医療訓練は、青森県原子力防災訓練の一環として実施するもので、原子力災害時における医療対応体制を検証することを目的として、県、原子力災害拠点病院、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力事業者が合同で実施する。今回の訓練では、原子力災害拠点病院内における傷病者の除染処置訓練のほか、病院入口前における多数傷病者の受入体制の確認を行うものである。

2 実施日時、場所

- (1) 日時 令和元年11月13日 9:00～15:15 (予定)
- (2) 場所 八戸市立市民病院ほか

3 参加機関等

青森県立中央病院、八戸市立市民病院、弘前大学、青森県、宮城県、国立病院機構仙台医療センター、消防機関、原子力事業者他

4 訓練目的

- (1) 県、関係機関及び原子力事業者における医療体制及び協力体制の実効性の確認
- (2) 県や原子力災害拠点病院の原子力災害医療対応マニュアル等の検証、課題抽出、改善
- (3) 原子力災害医療に係る要員の技術の習熟

5 訓練内容

- (1) 関係機関等との通信訓練
 - ① 仮想原子力災害医療・総合支援センター、仮想県庁等への電話・FAX
 - ② 原子力災害医療派遣チームメンバーへのメール配信
- (2) 被ばく・汚染の可能性のある傷病者の受入・搬送
- (3) 原子力災害医療派遣チーム及び専門家の派遣

6 訓練スケジュール

- 9:00 訓練開始
10:30 テント(①・②)設置完了
各原子力災害医療派遣チーム等到着
11:30～13:45 汚染傷病者対応(30数名程度)
(12:00頃～重症患者2名 対応)
13:45 訓練終了
14:00～14:30 訓練振り返り
14:30～15:15 撤収(養生、テント等)

7 傷病者想定 別紙1のとおり

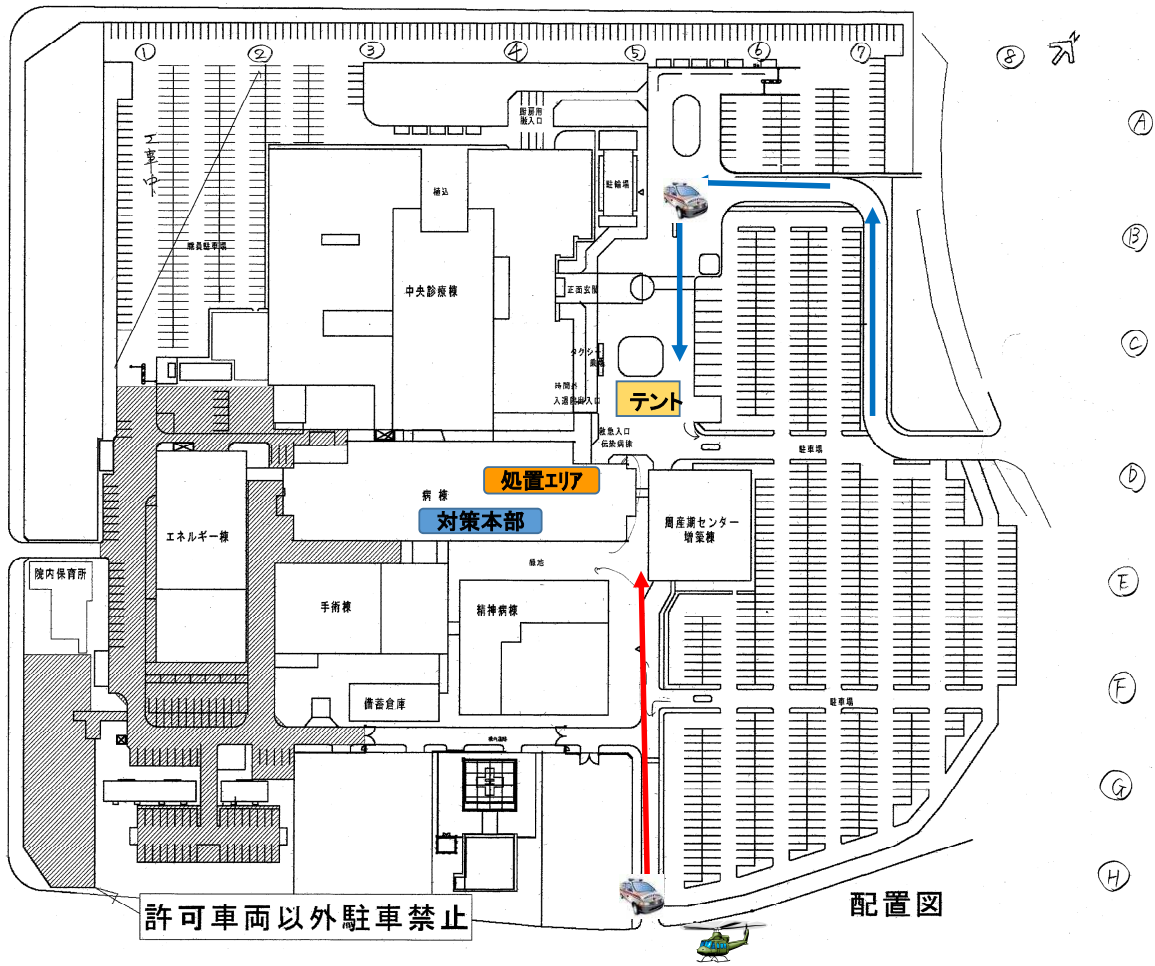
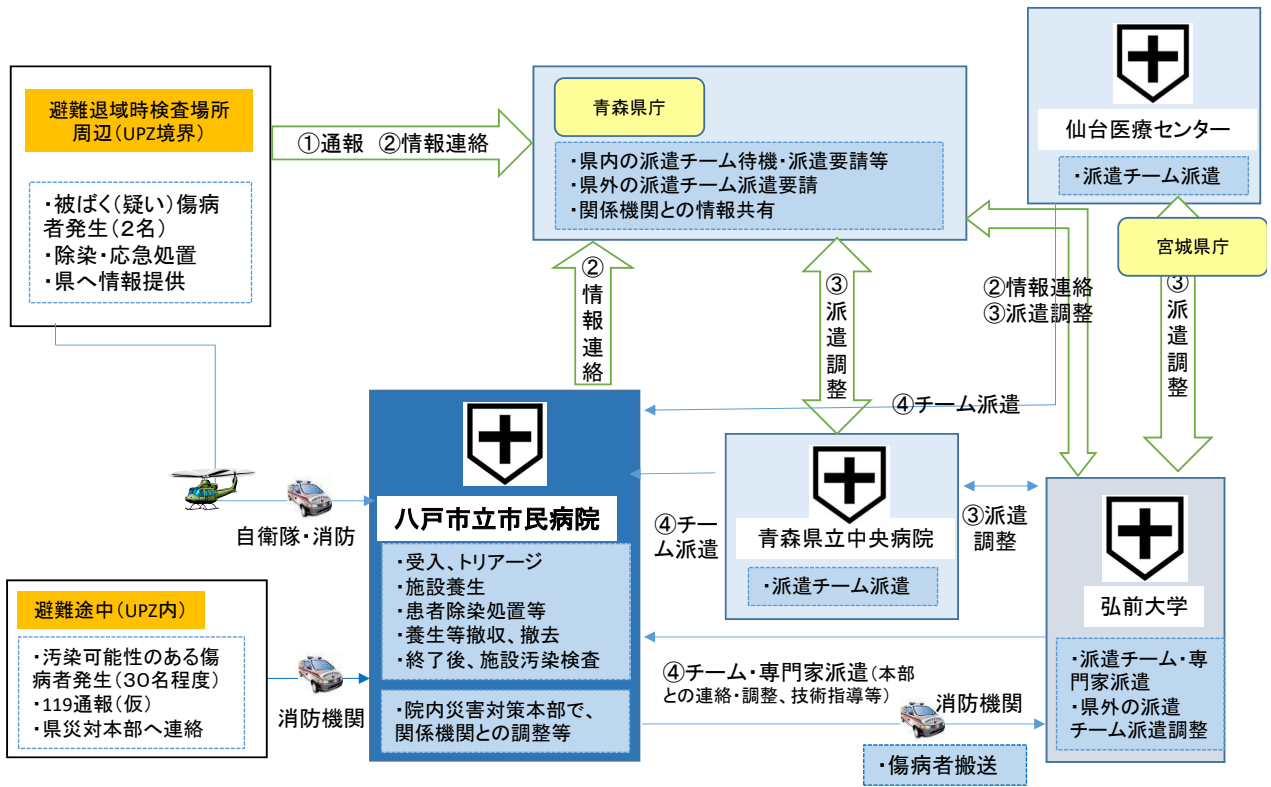
8 訓練の実施方法 別紙2 傷病者搬送・受入訓練フロー(共通シナリオ)のとおり

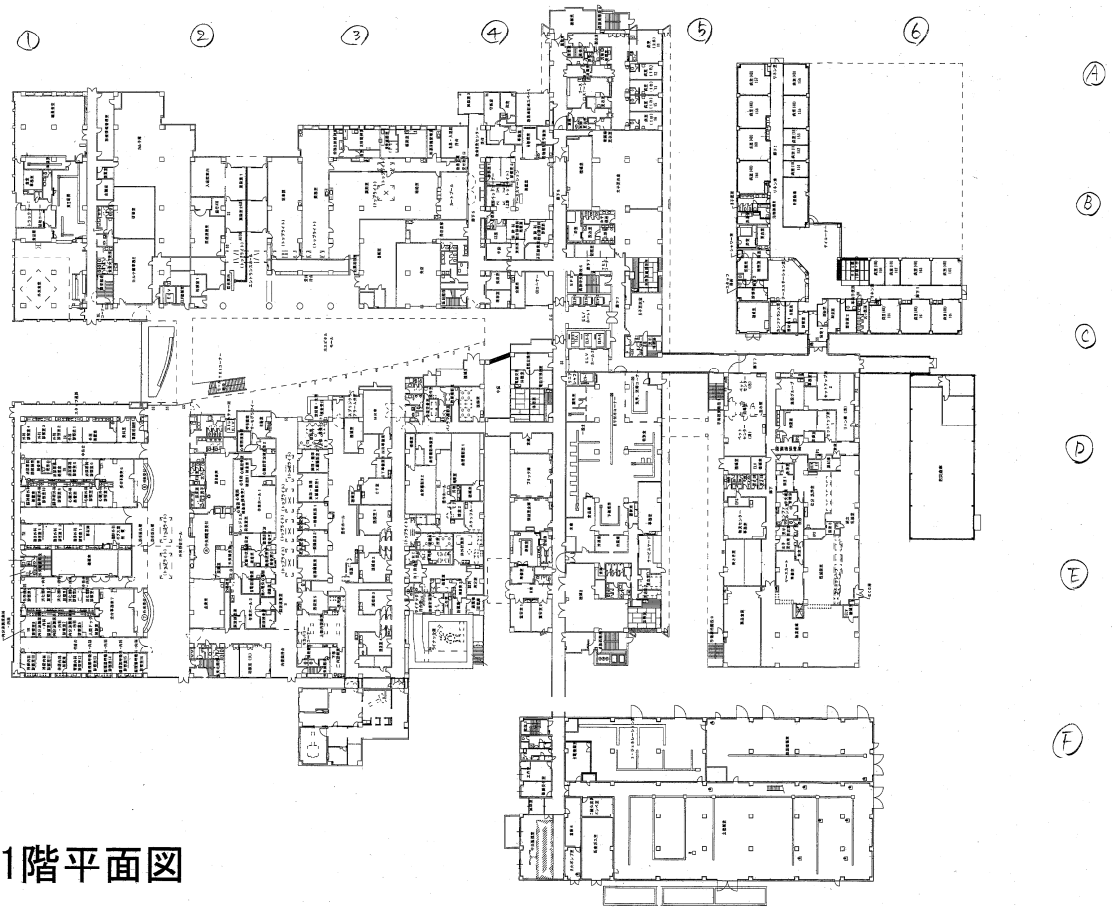
9 訓練の中止

県内に災害が発生し、または災害が発生するおそれが生じ、その対策を要するときは訓練を中止する。

訓練計画

- ・原子力災害医療派遣チームへのメール配信
- ・傷病者30名程度を、ヘリ、救急車等で八戸市立市民病院に搬送 トリアージ後処置
- ・弘前大学、青森県立中央病院、他県の拠点病院から、原子力災害医療派遣チームを受け入れ、傷病者を対応
- ・重症者2名を救急車等で搬送





1階平面図

令和元年度緊急時モニタリング訓練実施要領

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、緊急時モニタリング要員（以下「モニタリング要員」という。）の対応能力の向上を図るとともに、緊急時モニタリング体制の確立・強化を行い、青森県緊急時モニタリング計画等の実効性の向上を図る。

2. 訓練実施日

資機材取扱訓練：令和元年 9月24日（金）10：00 ～ 16：00

緊急時モニタリング要員派遣に係る通報連絡訓練：

令和元年10月10日（木）11：00 ～ 12：00

緊急時モニタリング訓練：

令和元年11月13日（水） 8：30 ～ 16：30

3. 訓練実施場所

青森県原子力センター

東通オフサイトセンター

東通原子力発電所から概ね30km圏内のモニタリング地点

4. 訓練参加機関

○原子力規制庁：監視情報課、六ヶ所原子力規制事務所※1他

※1 青森県担当の上席放射線防災専門官が配置。

○青森県：原子力センター、環境保健センター、各地域県民局環境管理部

○（国研）日本原子力研究開発機構青森研究開発センター

○（公財）核物質管理センター六ヶ所保障措置センター

○（公財）環境科学技術研究所

○東北電力(株)

○日本原燃(株)

5. 訓練想定（緊急時モニタリング訓練）

東北電力(株)東通原子力発電所において、全交流動力電源喪失による警戒事態、原子炉注水機能及び残留熱除去機能喪失による施設敷地緊急事態を経て、全面緊急事態に至り環境中に放射性物質が放出されるという状況を想定し、緊急時モニタリングを実施する。

6. 訓練重点項目（緊急時モニタリング訓練）

青森県緊急時モニタリング計画（平成29年5月1日制定）を踏まえ、警戒事態発生時には原子力センターに青森県緊急時モニタリング本部を設置し平常時モニタリングの強化等の対応訓練を行い、施設敷地緊急事態発生時には緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）の構成要員はオフサイトセンター（以下「OFC」という。）に移動してEMCを設置し、緊急時モニタリング実施計画に基づく対応の習熟に重点をおいた訓練を実施する。

7. 訓練内容

(1) 資機材取扱訓練

モニタリング要員を対象に資機材取扱技術の向上を図るため、以下の項目を原子力センターにて実施する。

- ・緊急時モニタリングの体制・実施内容に係る講義（継続）
- ・防護服等着脱訓練（継続）
- ・モニタリング情報共有システム（ラミセス）取扱訓練（継続）
- ・可搬型モニタリングポスト取扱訓練、モニタリングカー及びサーベイ車の測定訓練（継続）
- ・環境試料採取訓練（継続）
- ・サーベイメータ及び通信機器取扱訓練（継続）

(2) モニタリング要員派遣に係る通報連絡訓練（新規）

青森県緊急時モニタリング計画に基づくモニタリング要員の出勤を関係機関に対して要請する訓練を行う。

(3) 緊急時モニタリング訓練

ア 警戒事態対応訓練（継続）

警戒事態発生を受け、原子力センターに青森県緊急時モニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備などの対応訓練を行う。

イ 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態対応訓練

- ・EMC設置・各グループ構成員確認訓練（新規）

施設敷地緊急事態発生を受け、企画調整グループ及び情報収集管理グループ担当は、東通OFCに移動し、東通OFC到着直後、企画調整グループ長補佐は、両グループ要員の到着状況を確認する。

測定分析担当総括・連絡班は、モニタリング要員の参集状況を確認する。

- ・EMC運営訓練（継続）

企画調整グループ及び情報収集管理グループは、原子力規制庁上席放射線防災専門官を中心にEMCを設置し、ERC放射線班（コントローラ）と緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリング内容の決定等の対応訓練を行う。

- ・空間放射線量率の測定訓練（継続）

OILに基づく防護措置の実施の判断に資するため、指示書に従い固定観測局及び可搬型モニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定を行うとともに、これを補完するためモニタリングカーにより空間放射線量率の測定を行う。

- ・環境試料の採取及び分析訓練（継続）

OILに基づく防護措置等を行うため、指示書に従い水道水及び可搬型ダストヨウ素サンプラーによるヨウ素の採取・分析等を行う。

- ・モニタリング要員の被ばく管理訓練（継続）

防護服やポケット線量計などの防護資機材の装脱着を行うとともに、モニタリング要員の被ばく線量の管理を行う。また、モニタリング要員の除染に係る訓練を行う。